

議案第45号

南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり提出する。

令和7年9月10日提出

南風原町長 赤嶺正之

(提案理由)

印鑑登録証の交付を受けている者が住民基本台帳カード又は個人番号カードを使用
し、コンビニ複合機で印鑑登録証明書を取得できるようにするため、条例を改正する
必要があることから提案する。

南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（平成22年南風原町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。